

事務所だより

第25号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

育児・介護休業法+α - 第4回 -

働く女性を保護する各種制度+α

今回は、働く女性を保護し、仕事と家庭・育児の両立を支援する制度の中からライフイベントごとに『産後時・育児休業時』を紹介しました。

今回は『復職時』について、紹介いたします。

仕事と家庭

・育児の両立

育児休業期間の終了予定日が近づくと復職の準備に入りましょう。可能であれば、復職日当日より少し前に復職後の待遇など就労条件について再確認しておくようにしよう

復職時

復職後は、仕事と母体の健康管理のバランスが保てるように、子の年齢に応じた復職をバックアップする制度があります。

【子が一歳に達するまでの日（誕生日の前日）】
① 育児時間（一日一回、各三〇分以上）の利用

《労働基準法》

② 保健指導や健康診査を受けるための時間の確保

《男女雇用機会均等法》

③ 体調不良の時には次の措置を申し出ることができる

- ・ 時間外労働、休日労働、深夜業の免除 《労働基準法》
- ・ 医師の指示により、時差通勤、休憩時間の余分を確保、作業の制限、勤務期間の短縮、休業等の措置

《男女雇用機会均等法》

【子が三歳に達するまでの日（誕生日の前日）】
短時間勤務制度（一日六時間）、所定外労働免除制度の利用 《育児・介護休業法》

※常時一〇〇人以下の従業員を雇用する会社は、平成二四年六月三〇日まで適用を猶予されています。そのため、始業時刻等の変更やフレックスタイム制度の導入などの措置を講じなければなりません。

復職後は、労働時間の短縮などにより育児休業前に比べて給与の減額がなされる場合があります。そのため、「育児休業等終了時報酬月額変更届」を年金事務所に提出し、社会保険料を実際の給与と変動に応じて改定します。

《厚生年金保険法》

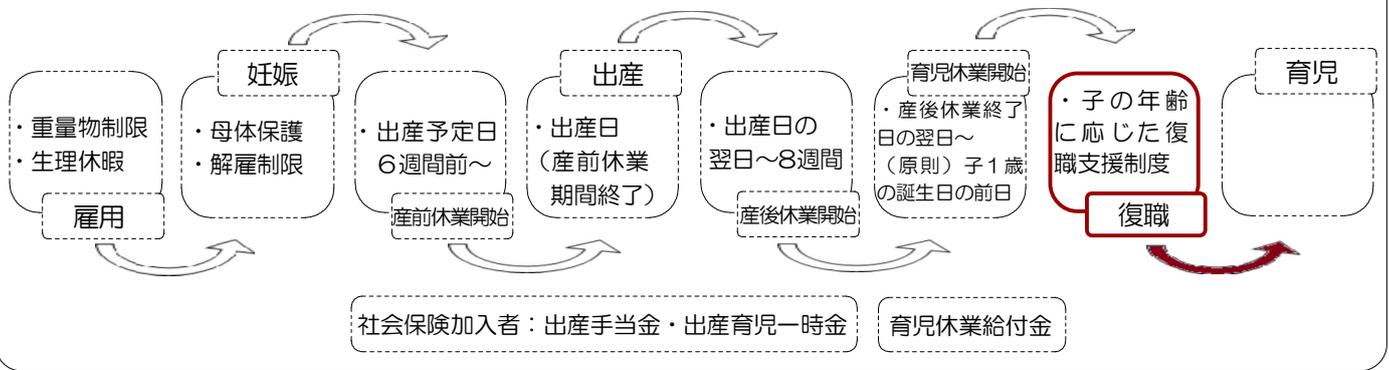
また、併せて「養育期間標準報酬月額特例申出書」を提出することで、将来の年金額計算の基礎となる標準報酬月額が、育児休業開始前の標準報酬月額とみなされます。

《厚生年金保険法》

次回は、働く女性を保護する各種制度・その四つについて、掲載いたします。

ライフイベントから見た働く女性を保護する各種制度
(今月紹介した内容をカラーで表示しています)

社会保険加入者の提出書類：
育児休業等終了時報酬月額変更届・
養育期間標準報酬月額特例申出書



メールアドレス
k-fujita@k-fujita-sr.com
FAX番号
075 (571)8611

相談ご希望の方は、連絡先・生年月日・性別・できるだけ具体的な相談内容を記載の上、左記の方法でご連絡ください。
お客様の個人情報、弊所の個人情報保護方針に基づき厳重に管理いたします。



年金事務所や年金相談センターに
★行く時間が無い方
★遠くて行けない方
ぜひご利用下さい

「ねんきん」
無料相談受付中

労働保険の年金額計算が開始されました

◆保険料の計算は正確に

提出・納付期限内に正確な手続きを行いましよう。万一、指定期限内に行わなかったときや納付額に誤りがあったときには、追徴金や延滞金の加算の対象になることがあります。

◆確定保険料と概算保険料

平成二十二年年度確定保険料は、平成二十二年四月一日から翌年三月三十一日までの期間に労働者へ支払った賃金総額に、各事業所単位で定められた保険料率を乗じて算出します。

平成二十三年年度概算保険料は、平成二十三年四月一日から翌年三月三十一日までの期間に労働者へ支払った賃金見込額に、各事業所単位で定められた保険料率を乗じて算出します。

賃金見込額が、前年度賃金総額の二〇〇分の五〇以上一〇〇分の二〇〇以下のときは、前年度賃金総額を賃金見込額とします。

◆労災保険料と雇用保険料の分類

労働保険料は、労災保険料と雇用保険料に分類して計算しますので、各々の対象者を確認し、賃金総額を把握してください。

【主な対象者の範囲】

労災：名称・雇用形態にかかわらず、賃金を受け取る者（代表権、業務執行権を有する者は除く）
雇用：名称・雇用形態にかかわらず、賃金を受け取る者で、次のいずれにも該当するもの
☆一週間の所定労働時間が二〇時間以上
☆三十一日以上の雇用見込みがある

ただし、季節的雇用者・四カ月以上での雇用者・昼間学生・六五歳以上の新規雇用者は除く
【主な賃金の範囲】
労災・雇用共通：基本給、時間外手当・役職手当等の各種手当、賞与、通勤手当など
※雇用保険料は、その年の四月一日現在で満六四歳以上の者からは控除しないため、雇用保険料の賃金総額を算出する際には、該当者の賃金は控除すること。

【保険料率等】

労災保険料率：事業の種類に

とに千分の三〜千分の一〇三
雇用保険料率：事業の種類ごとに千分の十五、五〜千分の十八、五
一般拠出金率：一律千分の〇、〇五

| 受付窓口 | 提出内容 |
|-------------------------------------|----------------------------------|
| 所轄労働基準監督署 | 黒色・赤色で印刷された申告書と納付書を提出（納付書は別途納付） |
| 所轄都道府県労働局 | ふじ色・赤色で印刷された申告書と納付書を提出（納付書は別途納付） |
| 金融機関 （銀行・信用金庫・郵便局） | 申告書と納付書を切り離さずに提出 |
| 社会保険・労働保険徴収事務センター （全国の年金事務所内に設置） | 申告書のみ提出・記載内容の指導なし（納付書は金融機関で別途納付） |

◆年金事務所も受付窓口

受付窓口を一覧表にまとめましたので、ご参考ください。
なお、提出は郵送可能ですが、納付書での保険料納付は忘れないうください。

六月の労務手続
「提出先・納付先」

一日（七月十一日）

○労働保険の今年度の概算保険料の申告と昨年度の確定保険料の申告書の提出
「都道府県労働局または労働基準監督署」

○雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）
「公共職業安定所」

○労働保険一括有期事業開始届の提出（前月以降に一括有期事業を開始している場合）
「労働基準監督署」

○健保・厚年保険料の納付
「郵便局または銀行」

○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出
「年金事務所」

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出
「公共職業安定所」

【訂正のお願い】

前回発行の事務所だより第一四号の一部に記載誤りがありました。
表面 上から三段目 二三四行目
（誤）「額等」に「出産育児一時金を受け」
（正）「額等」に「出産育児一時金を受け」
休業給付金を受け」

編集後記

年金相談員として年金事務所へ出務を始めて、一年余り。ひと頃に比べて年金加入記録の相談は少なくなりました。しかし、由に浮いた年金記録が解消したといえるには、まだしばらくかかりそうです。
(ぎん)

藤田社会保険労務士事務所

京都市伏見区小栗栖南後藤町6-31-408

TEL・FAX 075-571-8611

E-mail

k-fujita@k-fujita-sr.com

URL http://k-fujita-sr.com